

名古屋国際会議場整備運営事業 実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 30 年法律第 60 号。以下「PFI 法」という。) 第 5 条第 3 項の規定により、名古屋国際会議場整備運営事業(以下「本事業」という。)の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)について公表する。

令和 3 年 6 月 15 日

名古屋市長

名古屋市(以下「市」という。)は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業(以下「PFI 事業」という。)として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 23 日閣議決定、以下「基本方針」という。)、 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施方針として定め、ここに公表するものである。

以上

名古屋国際会議場整備運営事業 実施方針

令和3年6月

(令和3年 10 月 29 日修正)

名古屋市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法等に関する事項	10
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	11
1 事業者選定の方法	11
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	11
3 応募手続き等	12
4 応募者の参加資格要件	15
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	19
6 契約に関する基本的な考え方	22
7 提出書類の取扱い	23
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	24
1 リスク分担の考え方	24
2 要求する性能等	24
3 事業者の責任の履行の確保に関する事項	24
4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	24
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	26
1 立地に関する事項	26
2 施設要件等に関する事項	26
3 土地に関する事項	26
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	27
1 係争事由に係る基本的な考え方	27
2 管轄裁判所の指定	27
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
1 基本的な考え方	28
2 本事業の継続が困難となった場合の措置	28
3 金融機関と市との協議	28
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	29
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	29
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	29
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	30

1 情報公開及び情報提供	30
2 市会の議決	30
3 応募に伴う費用の負担	30
4 問合せ先	30

【別紙資料一覧】

別紙 1	事業予定地
別紙 2	リスク分担表

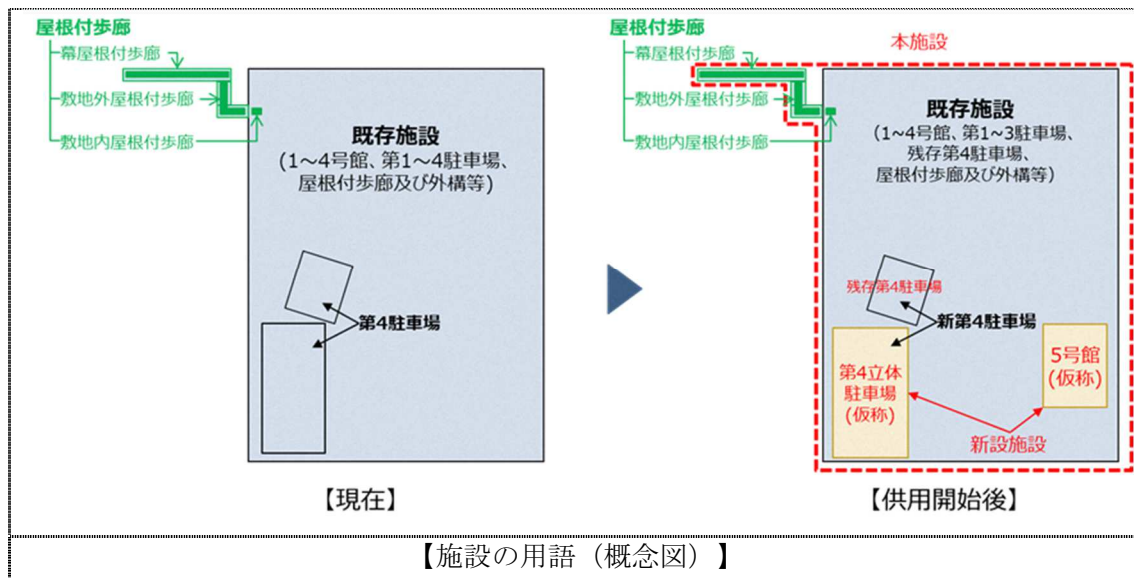
【様式一覧】

様式 1	実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込書
様式 2	事業者対話参加申込書
様式 3	実施方針等に関する質問書
様式 4	実施方針等の変更に関する質問書
様式 5	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 6	秘密保持誓約書
様式 7	閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書

【用語の定義】

用語	定義
本事業	「名古屋国際会議場整備運営事業」をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理、維持管理、開館準備業務及び運営業務の能力を有し、本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループをいう。
構成員	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する者をいう。
協力企業	応募者を構成する企業の内、特別目的会社に出資を行わずに、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者。
本施設	新設施設と既存施設の全てをいい、本事業における公共施設等として位置付けるものとする。
新設施設	新たに整備する 5 号館（仮称）及び第 4 立体駐車場（仮称）の一部又は総称をいう。
5 号館（仮称）	本事業において、新たに整備する展示施設をいう。
第 4 駐車場	現在、敷地南側にある駐車場をいう。
新第 4 駐車場	本事業において整備する第 4 立体駐車場（仮称）及び残存第 4 駐車場をいう。
第 4 立体駐車場（仮称）	本事業において、第 4 駐車場南側を解体し、新たに整備する立体駐車場をいう。
残存第 4 駐車場	本事業において、残存する第 4 駐車場北側をいう。
屋根付歩廊	1 号館出入口から日比野駅までの歩道に掛けられた屋根付きの歩行者用通路のこと。屋根付歩廊は、「幕屋根付歩廊」、「敷地外根付き歩廊」、「敷地内屋根付き歩廊」の 3 つの区間に分けられる。
既存施設	• 現在は、1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。 • 供用開始後は、1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、残存第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。

用語	定義
審議会	PFI 法に基づく事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
特別目的会社	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。SPC（Special Purpose Company）ともいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び別紙、並びに要求水準書（案）及び別紙を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案及び様式集等を示す。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
サービス購入料	本件の整備業務等に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいい、既存施設及び新設施設の設計、建設、開館準備業務及び維持管理業務（修繕業務の一部）に係る対価で構成される。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が検査・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準書等を満足するサービス提供をできているか、自ら監視・確認する行為をいう。



第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

名古屋国際会議場整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ホール、展示室、会議室及び駐車場

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長

(4) 事業の背景及び目的

名古屋市（以下「市」という。）は、日本を代表する産業の集積や、多数の大学等研究機関を擁する立地を活かした全国的・国際的なコンベンション等 MICE の誘致を推進し、国内外の交流を促進し、都市の活性化や地域イメージの向上を図ることとしている。

また、国の政策として、市はグローバル MICE 都市に選定されており、MICE 誘致力向上のための取組みを推進してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により短期的な影響があるものの、国際会議の開催件数は増加傾向にあり、国内外の都市では、MICE 施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

名古屋国際会議場（以下「本施設」という。）は、国際交流の推進と産業・学術・文化の向上に資するために設けられた当該地域を代表する MICE 基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事（以下「大規模催事」という。）の開催実績を持つ。しかし、竣工後約 30 年が経過し、施設や設備の老朽化が見られ、社会ニーズに対して十分に対応できているとは言えない。また、大規模会議における併設展示のための展示スペースの不足も指摘されており、主要なターゲットにご利用いただけない状況が発生しており課題となっている。

本事業では、これらの課題解決のため大規模改修及び展示施設等の拡張整備を実施する。また、堀川の水辺空間、拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑などに囲まれた恵まれた立地条件は、本施設を核とするエリア全体の魅力である。さらに、それらを強みとして、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させるとともに、そうした質の高い環境のもと、政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

本事業は、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。

本事業の推進にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 条。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することとしている。PFI 法に基づく事業として施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行い常に最新のニーズに対応

していくことで、施設に求める役割・機能が最大限発揮されるとともに、市の財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

（５）本事業の方針

本事業は、約 23 年間にわたり、本施設の施設整備及び維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

ア 整備の方向性

本事業の背景及び目的を踏まえ、本事業では以下の 2 つの整備を行う。

- ・ MICE 誘致競争が厳しい中、老朽化した既存施設が求められる社会的要求水準を満たすために、老朽化対策と機能強化のための大規模改修を行う。
- ・ 既存施設に不足していた機能を充足するための拡張整備として展示施設の増築および駐車場の増設を行う。

イ 本施設が目指す姿

本事業では、老朽化対策を行うのみならず、社会や時代の新たな要請に即した機能強化を実施するとともに、民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することでその後の社会ニーズの変化にも継続的かつ柔軟に対応していく。

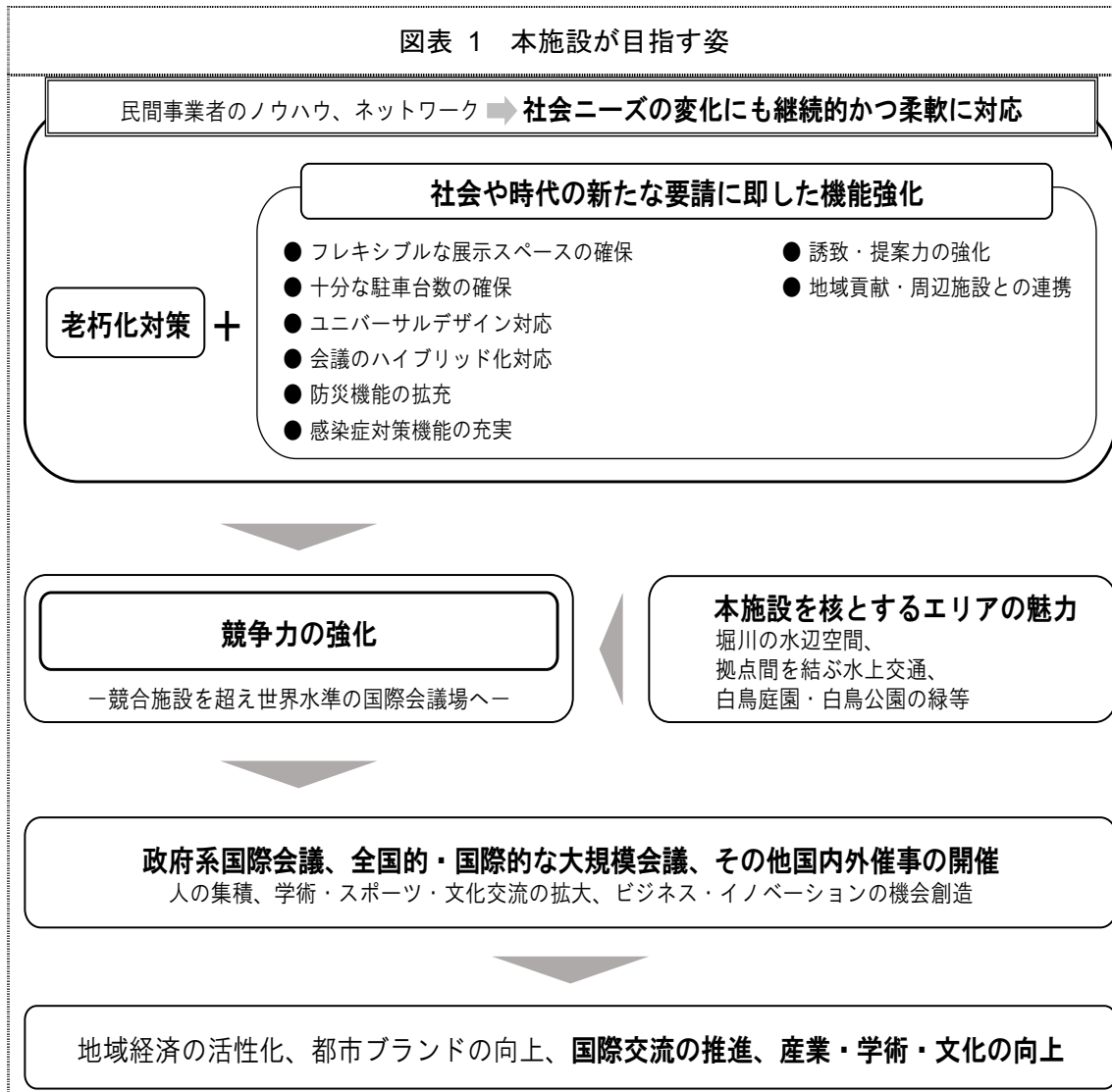
また、堀川の水辺空間、拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑などに囲まれた恵まれた立地条件は、本施設を核とするエリア全体の魅力である。

さらに、それらを強みとして、都市間競争の中で競合施設に対する競争力を強化し、さらには競合施設を超えて、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させる。

こうした質の高い環境のもと、利便性に優れた施設をアピールポイントとして政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

これらの取り組みにより、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資する施設となることを目指す。

図表 1 本施設が目指す姿



（６）事業範囲

事業者が PFI 法に基づき、既存施設及び新設施設の設計・建設業務等を行い、本施設の維持管理運営等を遂行することを事業の範囲とする。なお、具体的な業務内容については、要求水準書等において示す。

ア．統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ 事業評価業務
- ・ その他統括管理業務における必要な業務

イ．設計業務

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ・ 各種関係機関との調整業務
- ・ セルフモニタリング業務
- ・ その他設計業務において必要な業務

ウ．建設業務

- ・ 寄贈品等移設業務
- ・ 建設工事着手前業務
- ・ 建設業務及びその関連業務
- ・ 完工後業務
- ・ 什器・備品設備等設置業務
- ・ 施設の引渡し業務
- ・ 各種関係機関との調整業務
- ・ セルフモニタリング業務
- ・ その他建設業務における必要な業務

エ．工事監理業務

- ・ 工事監理業務
- ・ 各種関係機関との調整業務
- ・ セルフモニタリング業務
- ・ その他工事監理業務における必要な業務

オ．開館準備業務

- ・ 予約システム整備・運用業務
- ・ 事前予約受付業務
- ・ 事前広報・催事誘致業務
- ・ リニューアル記念式典等開催支援業務
- ・ 運営体制整備業務
- ・ 植栽管理業務等
- ・ 屋根付歩廊の維持管理業務

- 施設の引渡しから供用開始日までの期間の施設の維持管理業務
- セルフモニタリング業務
- その他開館準備業務における必要な業務

カ. 維持管理業務

- 建築物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 劇場設備等保守点検業務（舞台機構、舞台照明設備、映像音響設備、劇場用椅子等）
- 什器・備品設備等保守管理業務
- 外構施設保守管理業務
- 修繕業務
- 清掃業務
- 環境衛生管理業務
- 警備・駐車場管理業務
- 植栽管理業務
- セルフモニタリング業務
- その他維持管理業務における必要な業務

キ. 運營業務

- 利用受付業務
- 施設の使用許可に係る業務
- 広報・催事誘致業務
- 利用料金収受業務
- 催事の開催支援業務
- 総合案内業務
- セルフモニタリング業務
- 災害・事故対応業務
- 利用者サービス向上のための業務
- その他運營業務における必要な業務
- 事業者による自主事業

(7) 事業方式

事業者は、PFI 法に基づき、自らの提案をもとに、既存施設については改修設計、改修工事、維持管理及び運営を行う RO (Rehabilitate Operate) 方式により実施し、新施設については設計及び建設を行い、所有権を移転した後、本施設の維持管理、開館準備業務及び運営業務を一体的に行う BTO (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

本事業の維持管理、開館準備業務及び運営業務について、市は、事業者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者として指定する予定である。

なお、設計及び建設期間中において、市は事業者に対し、本事業に供する土地を無償で使用するものとする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 28 年 3 月末までの 23 年間とする。このうち、本施設の維持管理期間は、令和 8 年 4 月から令和 28 年 3 月末までの 20 年間（令和 8 年 4 月から 6 月末までの「開館準備期間」及び令和 8 年 7 月から令和 28 年 3 月末までの「運営期間」により構成）。

(9) 事業スケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールは次のとおり予定している。

事業期間	事業契約締結日 ～ 令和 28 年 3 月 31 日
①設計・建設期間	事業契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
②維持管理期間	令和 8 年 7 月 1 日 ～ 令和 28 年 3 月 31 日
③開館準備期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 6 月 30 日
④供用開始日	令和 8 年 7 月 1 日
⑤運営期間	令和 8 年 7 月 1 日 ～ 令和 28 年 3 月 31 日
閉館期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 6 月 30 日

	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	...	R27 年度 (2045)
①設計・建設期間							
②維持管理期間							
③開館準備期間							
④供用開始							
⑤運営期間							
事業期間							
閉館期間							
【参考】前指定管理者による運営期間							

(10) 事業者の収入及び費用に関する事項

ア 市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う設計、建設、工事監理、開館準備業務、修繕業務の一部及び当該業務に係る統括管理業務に関する費用につき、事業者の提案金額を基に決定した金額をサービス購入料として事業者を支払う。

(ア) 設計及び建設業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、設計、建設及び工事監理業務並びに当該業務に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を、設計・建設期間中の各年度末及び業務完了時に一括して支払い、その残額を維持管理期間中において分割して支払うものとする。

(イ) 開館準備業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、開館準備業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該費用に相当する対価のうち、入札説明書等に定める一定額を、開館準備期間中の四半期或いは各年度末に一括して支払うものとする（支払い時期については入札説明書等の中で示す。）。

(ウ) 維持管理業務の修繕業務に係る対価

市は、事業契約に基づき、令和8年4月から令和28年3月末（事業期間終了日）までの間に、下表に示す修繕業務について①～③の対価を、市が事業者を支払う。なお、それ以外の維持管理業務及び運営業務に係る費用については、事業者が負担するものとする。

対象施設	修繕箇所	費用の内容
新設施設	—	①新設施設の修繕費相当額
既存施設	（設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの	②既存施設の修繕費相当額
	（設計・建設期間における）改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されるもの	②既存施設の修繕費相当額
	上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの	③精算対象経費
	上記以外	事業範囲外

※ ①提案時に、新設施設に係る修繕費として提案された金額を支払う。

②提案時に、既存施設において「（設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を要求水準書で規定したもの」及び「（設計・建設期間における）改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されるもの」に係る修繕費として提案された金額を支払う。

③市と事業者で締結する協定書等のなかで規定した金額を支払う。

イ 利用料金収入

事業者は、本施設及び付帯設備等の利用料金収入を得ることができる。条例及び規則に定める利用料金の基準額又は現行の利用料金とは異なる利用料金を提案する場合、利用者の負担への配慮と行政サービスの連続性確保といった点について、特に注意すること。利用料金の設定に関しては、要求水準書（案）「第 9-1（5）事業収支に関する事項」を参考とすること。

なお、利用料金の増額等にあたっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（平成 22 年名古屋市条例第 39 号）の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、市と協議する必要がある。また、条例改正等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議する。

ウ 事業者が支払う納付金

事業者が本事業で得られる収入額のうち一定額を納付金（「基本納付金」及び「変動納付金」で構成される。）として、市に納付すること。「基本納付金」は、市と事業者で合意した固定額を毎年度支払うものとし、5 年に一度その金額を見直すものとする。「変動納付金」は、利用料金収入から、実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分において、一定割合の金額を変動納付金として、事業者は市に納付する（なお、提案時の収入に対して実収入が下回った場合については、市は事業者に補償はしない。）。

納付金の具体的な算定方法、納入方法・時期及び金額の見直し時期等は、入札説明書等において定めることとする。

なお、指定管理者としての業務開始後に、収入額が見込みを下回っても、協定書等に定めた基本納付金額は変更しない。

【参考：前指定管理者による納付金額】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
納付金額 (千円)	14,138	40,995	50,109	50,852	68,000	51,865

エ 事業者が支払う目的外使用に係る使用料

利用者サービス向上のために、以下の施設を設置することとし（指定業務）、表中①～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より行政財産目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を受け、使用料を納付することとする。なお、表中の面積は現在の許可対象面積であり、提案内容により変更される場合がある。また、⑦の設置にかかる貸付料は 1 台あたり月額 16,756 円（年額 201,074 円）を最低金額とし、事業者が提案することとする（なお、基本納付金を 5 年に一度見直す際に、併せて見直すものとする。）。

なお、その他の利用者サービス向上のための施設の提案を認める。

施設名称	場所	数量（面積、台数等）
① レストラン	—	1 か所以上
展望レストラン	1 号館 7 階	—

施設名称	場所	数量（面積、台数等）
喫茶ラウンジ	2号館 2階	—
カフェテリア	3号館 地下1階	—
② 売店	1号館 1階	8.47 m ²
③ サービスコーナー	1号館 1階	1 m ²
④ コインロッカー	1号館他	7.73 m ² (20台)
⑤ 公衆電話	1号館他	1台
⑥ 机・椅子	中庭	53.10 m ² (17セット)
⑦ 自動販売機（清涼飲料水等）	1号館他	23台
⑧ ファックス	1号館 1階	1台
⑨ コピー機	1号館 1階	1台
⑩ 案内用デジタルサイネージ等	—	—

※ ①の使用料の実績は以下。（3か所とも）

➤ （平成30年度）年額15,348円／m²、（令和元年度実績）年額15,336円／m²

※ ②～④の使用料の実績は以下。（一括で貸付）

➤ （平成28年度）274,128円、（令和元年度）263,712円。

※ ⑤の使用料（平成28年度及び令和元年度実績）については、無償である（1台）。

※ ⑥の使用料（平成28年度及び令和元年度実績）については、341,040円である（17セット・中庭設置）。

※ ②～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より目的外使用許可を受け、使用料を納付する。なお、表中の面積は現在の許可対象面積であり、提案内容により変更される場合がある。

※ ⑦の設置にかかる貸付料は1台あたり月額16,756円（年額201,074円）を最低金額とし、事業者が提案すること。

※ 上記サービス提供施設は、事業者の負担により機材等を準備すること。

※ ①に係る備品、②～⑩に係る備品・設備は、全て事業者の所有とし、市への譲渡・所有権移転等を行わない。また、いずれの設備も設置・撤去するにあたり原状回復すること。

（１１）事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び基本方針のほか、建築基準法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は、PFI 法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると認められる場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を「特定事業」として選定する。

(2) 特定事業の選定手順

市は、特定事業の選定にあたり、次の手順により客観的評価を行う。

ア 公共負担の定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額と PFI で実施する場合の公共負担額を比較することにより定量的に評価する。

イ PFI で実施することの定性的評価

本事業を PFI で実施する場合に、既存施設の改修設計及び改修工事、新設施設の設計及び建設、並びに本施設の維持管理及び運営の水準の向上が確認される等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果について、定性的な観点から評価する。

ウ 上記ア、イを踏まえた総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに、本実施方針等に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業を PFI で実施することの適否を評価する。

(3) 特定事業の選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、速やかにホームページにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和3年6月15日	実施方針等の公表
令和3年6月21日	実施方針等に関する説明会・第1回現地見学会参加申込受付締切
令和3年6月24日	実施方針等に関する説明会
令和3年7月5日	第1回現地見学会
令和3年7月5日	第2回現地見学会参加申込受付締切
令和3年7月8日	事業者対話参加申込書受付締切
令和3年7月20日	第2回現地見学会
令和3年7月27日～30日	事業者対話の実施（1回目）
令和3年9月3日	事業者対話（1回目）の回答の公表
令和3年9月7日	第3回現地見学会参加申込受付締切
令和3年9月13日	実施方針等に関する質問受付締切
令和3年9月21日	第3回現地見学会
令和3年10月29日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和3年11月8日	第4回現地見学会参加申込受付締切
令和3年11月22日	第4回現地見学会
令和3年12月	特定事業の評価及び選定、公表
令和4年3月	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和4年4月	入札説明書等に関する質問受付締切
令和4年5月	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和4年6月	事業者対話の実施（2回目）
令和4年7月	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
令和4年7月	資格審査結果の通知
令和4年8月下旬	入札書、事業提案書の受付
令和4年10月下旬	落札者の決定
令和4年11月	基本協定の締結
令和4年12月下旬	事業契約（仮契約）の締結
令和5年3月下旬	事業契約の締結

3 応募手続き等

(1) 実施方針等に関する説明会

本事業への民間事業者の参入促進のため、次のとおり、実施方針等に関する説明会を開催する。参加希望者は、「様式 1 実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込書」を令和 3 年 6 月 21 日（月）12 時までに名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は様式 1 を参照すること。）。なお、説明会は Web 会議システムを利用したオンラインで開催するものとし、説明会への参加者は、1 社あたり 2 回線までとする。

【説明会】

- ・ 開催日時：令和 3 年 6 月 24 日（月）10 時から（ミーティング参加操作受付開始：9 時 30 分から）
- ・ 開催場所： オンライン開催

(2) 現地見学会（計 4 回）

希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を計 4 回開催する。1 回目の現地見学会は申込者全員で本施設内を見学し、2 回目以降は、希望者毎に本施設を見学することを想定する。なお、現地見学会では、質問を受け付けず、正式な質問及びその回答等は、以降の事業者対話及び質問回答にて行うものとする。

第 1 回現地見学会参加希望者は、「様式 1-1 実施方針等に関する説明会・第 1 回 現地見学会参加申込書」を、第 2～4 回現地見学会参加希望者は、「様式 1-2～1-4 第 2～4 回現地見学会参加申込書」を、それぞれ名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は様式 1 を参照すること。）。なお、現地見学会への参加者は、1 社あたり 2 名までとする。

2 回目以降の現地見学会については、参加希望者と個別に実施日や見学希望場所等の調整を行う予定である。

【第 1 回 現地見学会】

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 5 日（月）13 時 00 分から（受付開始：12 時 30 分から）
- ・ 開催場所：名古屋国際会議場
- ・ 参加申込〆切：令和 3 年 6 月 21 日（月）12 時まで

【第 2 回 現地見学会】

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 20 日（火）（時間は申込〆切後に別途案内）
- ・ 開催場所：名古屋国際会議場
- ・ 参加申込〆切：令和 3 年 7 月 5 日（月）17 時まで

【第 3 回 現地見学会】

- ・ 開催日時：令和 3 年 9 月 21 日（火）（時間は申込〆切後に別途案内）
- ・ 開催場所：名古屋国際会議場
- ・ 参加申込〆切：令和 3 年 9 月 7 日（火）17 時まで

【第 4 回 現地見学会】

- ・ 開催日時：令和3年11月22日（月）（時間は申込〆切後に別途案内）
- ・ 開催場所：名古屋国際会議場
- ・ 参加申込〆切：令和3年11月8日（月）17時まで

（３）事業者対話の実施（計２回）

実施方針等の公表後及び入札公告後、市は、事業者対話を計２回実施予定である。主に、①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本事業において市が要求するサービス水準未達の防止、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを主な目的として実施する予定である。なお、事業者対話の概要及び日程等については、事業者対話の参加申込者に対して、別途連絡する。

その結果内容（質疑応答等）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き公表する予定である。なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

参加希望者は、「様式２ 事業者対話（１回目）参加申込書」を名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は様式２を参照すること。）。

【事業者対話（１回目）】

- ・ 開催日時：令和3年7月27日（火）～令和3年7月30日（金）
- ・ 開催場所：申込〆切後に別途案内
- ・ 参加申込〆切：令和3年7月8日（木）17時まで

（４）実施方針等に関する質問受付、回答公表

実施方針等の公表日から令和3年9月13日（月）17時までの間、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室において、実施方針等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋国際会議場整備運営事業】実施方針等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。質問の書式については、「様式２ 実施方針等に関する質問書」を参照すること。

事業者対話（１回目）の回答及び質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表予定である。事業者対話（１回目）の回答は令和3年9月3日（金）に、質問に対する回答は令和3年10月29日（金）に、それぞれ公表を予定している。

（５）資料の閲覧・貸与

様式に定める書類の提出を条件とし、資料の閲覧・貸与を以下のとおり行う。閲覧・貸与を希望するものは、事前に本書「第8-4 問合せ先」に連絡すること。守秘義務の誓約書を提出した上で、閲覧・貸与資料を行うものとする。

【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式５ 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式６ 秘密保持誓約書」を直接持参又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与の方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【閲覧・貸与資料】

- ・ 受付期間：令和3年6月16日（水）～事業提案書の受付前日まで
- ・ 閲覧・貸与場所：名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室

【破棄】

閲覧・貸与資料の交付を受けたものは、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄し、「様式7 閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和4年10月31日までに、本書「第8-4 問合せ先」に記載の問合せ先に、直接持参又は郵送等にて提出すること。

（6）特定事業の評価及び選定、公表

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することの適否を評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

（7）入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を令和4年3月に行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

（8）入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。

その質問に対する回答は、資格審査通過者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市ホームページにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

（9）参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知

本事業の応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

（10）入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成員及び協力企業

応募者は、構成員及び協力企業により構成される者とし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。

(2) 応募者の構成等

ア. 応募者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成員又は協力企業として含まれるグループとする。

- ・ 本施設の統括管理業務を行う企業
- ・ 本施設の設計業務を行う企業
- ・ 本施設の建設業務を行う企業
- ・ 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 22 の規定に基づき配置するものとする。）
- ・ 本施設の開館準備業務を行う企業
- ・ 本施設の維持管理業務を行う企業
- ・ 本施設の運営業務を行う企業

イ. 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設業務を担当することはできない。

ウ. 応募者の構成員及び協力企業が、他の応募者の構成員又は協力企業として入札に参加することはできないものとする。

エ. 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が手続きを行うこととする。

(3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員及び協力企業となる企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。

ア. PFI 法第 9 条の規定に該当しない者

イ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

エ. 入札公告の日から落札者決定前までの間に名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者

オ. 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

カ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなさ

れていない者

- キ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）
- ク. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ケ. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）
- コ. 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- サ. 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- シ. 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
 - ・ 審議会の委員、又は当該委員が属する企業
 - ・ 株式会社 三菱総合研究所
 - ・ 株式会社 俊設計
 - ・ 株式会社 LightStage
 - ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

（４）各業務にあたる者の参加要件

ア. 設計業務を行う者

- （ア）令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- （イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （ウ）公告日の前日までに、元請或いは代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が 1,500 席以上かつ延床面積が 14,000 ㎡以上のホール、展示場及び会議場等の設計の実績を有する者であること。

イ. 建設業務を行う者

- (ア) 令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事 A 等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること。(ただし、一般共同企業体を除く。)
- (イ) 建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 令和 3・4 年度 名古屋市競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が 1,100 点以上であること。
- (エ) 公告日の前日までに、元請或いは代表構成員(共同企業体としての実績の場合)として、観客席数(固定席)の合計が 1,500 席以上かつ延床面積が 14,000 ㎡以上のホール、展示場及び会議場等の建設工事の実績を有する者であること。

ウ. 工事監理業務を行う者

- (ア) 令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理(工事管理)」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 上記(4) ア(イ)に同じ。
- (ウ) 上記(4) ア(ウ)に同じ。

エ. 開館準備業務を行う者

- (ア) 令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 平成 22 月 4 日 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物(ホール、展示場及び会議室等)の運営実績を有する者であること。

オ. 維持管理業務を行う者

- (ア) 令和 3・4 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種「施設の運営・管理」または「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 平成 22 月 4 日 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物(ホール、展示場及び会議室等)の維持管理実績を有する者であること。

カ. 運営業務を行う者

- (ア) 上記(4) エ(ア)に同じ。
- (イ) 上記(4) エ(イ)に同じ。

(5) 応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

- ① 応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
------	---------------------

代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
協力企業	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失格としない

② 応募者における構成員等の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力企業	市が変更を認めた場合は可

5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審議会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審議会の意見を受けて市が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。また、市は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

(2) 審議会の設置

市が設置した審議会は、次の5名の委員により構成される。

なお、応募者が、落札者決定前までに、審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする

役職	氏名	所属・役職（肩書）
会長	加藤 義人	国立大学法人岐阜大学工学部・客員教授
委員	生田 京子	名城大学理工学部建築学科・教授
委員	小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所・公認会計士
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科・教授（学長補佐）
委員	森口 巳都留	（株）MICEジャパン・代表取締役社長

（会長を除く委員は50音順、敬称略）

(3) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、施設整備計画、維持管理計画及び運営計画等の事業提案を審議会が総合的に評価する。各審査の主な視点は以下のとおりである。

ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件及び資格等の要件等についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、入札説明書等において示す。

イ 提案審査

(ア) 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。

なお、基礎審査項目の詳細については、入札説明書等において示す。

(イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、審議会での評価検討に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は以下の事項を想定しており、審査基準等の詳細については、落札者決定基準として入札説明書等において示す。ただし、参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

【審査事項（想定）】

- ・ 事業実施に係る事項
- ・ 施設整備に関する事項（共通事項、既存施設及び新設施設）
- ・ 開館準備業務に関する事項
- ・ 工程に関する事項
- ・ 維持管理に関する事項
- ・ 運営に関する事項（自主事業に関する事項含む）
- ・ 価格に関する事項 等

(4) 落札者の決定・公表

市は、審議会の報告を基に落札者を決定する。市は、審議会が決定した最優秀提案結果とあわせて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

- ① 落札者における応募各社が不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格
代表企業を除く構成員	
協力企業	不正 2 事由に該当した場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失格としない

※不正 2 事由

- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- ② 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

協力企業	市が変更を認めた場合は可
------	--------------

（５）事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

（６）事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各社の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を特別目的会社の設立までに締結する。

(2) 特別目的会社の設立等

- ア. 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、名古屋市内に設立するものとする。
- イ. 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ウ. 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- エ. 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- オ. 設計・建設期間の終了から維持管理期間が開始する前までの間、事業提案書において代表企業の変更について提案している場合に限り、代表企業の変更を認めるものとする。

(3) 事業契約の締結

市は、基本協定締結後、事業者と本事業の契約に関する協議を行い、仮契約を締結し、名古屋市会の議決を経た後に事業契約を締結するものとする。
なお、事業契約書案については入札説明書等において公表する。

7 提出書類の取扱い

(1) 提案書類の取扱い

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

(2) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で利用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、原則として「別紙2 リスク分担表」によるものとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、事業契約書案として入札説明書等において示す。

2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、民間事業者は提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように各業務を行うものとする。

なお、実施方針等に関する質問及び意見の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。

3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約書に従って責任を履行すること。

(2) 契約保証金の納付等

事業契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険付保等による設計・建設期間中及び解体・撤去期間中の履行保証を行うことを想定している。

なお、詳細については入札説明書等において示す。

4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

(1) モニタリングの目的

市は、事業契約に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、入札説明書等において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締

結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

（２）モニタリングの実施時期

市が実施するモニタリングの実施時期は以下を想定しているが、実施時期やその詳細な手続き等については、入札説明書等において示す。

- ア．設計時
- イ．基本設計完了時
- ウ．確認申請前
- エ．実施設計完了時
- オ．工事施工時
- カ．工事完成時（既存施設、５号館（仮称）及び第４立体駐車場（仮称）の完成時期が異なる場合は、それぞれにおいて実施）
- キ．維持管理期間（年１回程度）

（３）モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については入札説明書等において示す。

（４）モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、事業者に対しサービス購入料の減額及びその他の措置を講ずるものとする。さらに改善されない場合、市が事業契約を解除することもありうる。

改善勧告やサービス購入料の減額等のモニタリングに係る詳細な手続き等については入札説明書等において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「別紙1 事業予定地」における「1.敷地概要」に示す。

2 施設要件等に関する事項

本施設の現在の概要については、「別紙1 事業予定地」における「2.施設概要」に示すこととし、改修後の既存施設等の概要は、次のとおりである。

既存施設	1号館	- 延床面積：42,281 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 - 地上7階／地下2階 - 主な諸室：センチュリーホール(2,900席以上)、イベントホール(1,920 m²)、レセプションホール(670 m²)
	2号館	- 延床面積：9,193 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造 - 地上3階
	3号館	- 延床面積：4,093 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造 - 地上3階／地下1階 - 主な諸室：国際会議室(500 m²)
	4号館	- 延床面積：9,334 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造 - 地上3階／地下1階 - 主な諸室：白鳥ホール(1,250 m²)
	第4駐車場	- 延床面積：任意 - 鉄筋コンクリート造 - 地上1階／地下1階
新設施設	5号館（仮称）	詳細については、要求水準書による
	第4立体駐車場（仮称）	

3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件及び変更予定については、「別紙1 事業予定地」における「3.土地の概要」に示す。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

（１）事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

（２）市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

（３）その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 設計・建設段階における設計費及び建設費の一部支払

市は、設計費及び建設費の一部について、市債等により調達し、設計・建設期間に事業者に支払う予定である。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

2 市会の議決

(1) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和 4 年 2 月に開催される定例市会に提出する予定である。

(2) 事業契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を令和 5 年 2 月に開催される定例市会に上程し、議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

(3) 指定管理者の指定

事業者を指定管理者として指定することに係る、指定管理者の指定に関する議案については、令和 5 年 2 月に開催される定例市会に提出する予定である。

3 応募に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4 問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室

(名古屋市役所本庁舎 5 階)

- ・ 住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- ・ 電話：052-972-3185
- ・ メールアドレス：a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- ・ 市ホームページ：<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/387-2-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

以上

別紙 1 事業予定地

1. 敷地概要

区分	内容
地名地番	名古屋市熱田区熱田西町 102 他 10 筆
住居表示	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
敷地面積	98,168.27 m ²

2. 施設概要

区分	内容	
開館	平成 2 年 4 月 (1 号館) 平成 2 年 10 月 (正面広場、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊の歩廊部分) 平成 6 年 10 月 (2~4 号館、第 4 駐車場) 平成 31 年 3 月 (幕屋根付歩廊) 令和元年 12 月施工 (敷地内屋根付歩廊(現在仮使用中) 及び敷地外屋根付歩廊)	
所在地	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号	
建物用途	ホール・展示室・会議室	
敷地面積	98,168.27 m ² (建築基準法上の敷地面積)	
延床面積	71,858.22 m ²	
駐車場	駐車台数：638 台 (内、身障者用 10 台)	
構造・規模	1 号館	- 延床面積：42,281 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 - 地上 7 階／地下 2 階 - 主な諸室：センチュリーホール (3,012 席)、イベントホール (1,920 m²)、レセプションホール (670 m²)
	2 号館	- 延床面積：9,193 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造 - 地上 3 階
	3 号館	- 延床面積：4,093 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造 - 地上 3 階／地下 1 階 - 主な諸室：国際会議室 (500 m²)
	4 号館	- 延床面積：9,334 m² - 鉄骨鉄筋コンクリート造 - 地上 3 階／地下 1 階 - 主な諸室：白鳥ホール (1,250 m²)
	第 4 駐車場	- 延床面積：6,957 m² - 鉄筋コンクリート造 - 地上 1 階／地下 1 階

上記以外に、本事業に幕屋根付歩廊及び敷地外屋根付歩廊を含む。

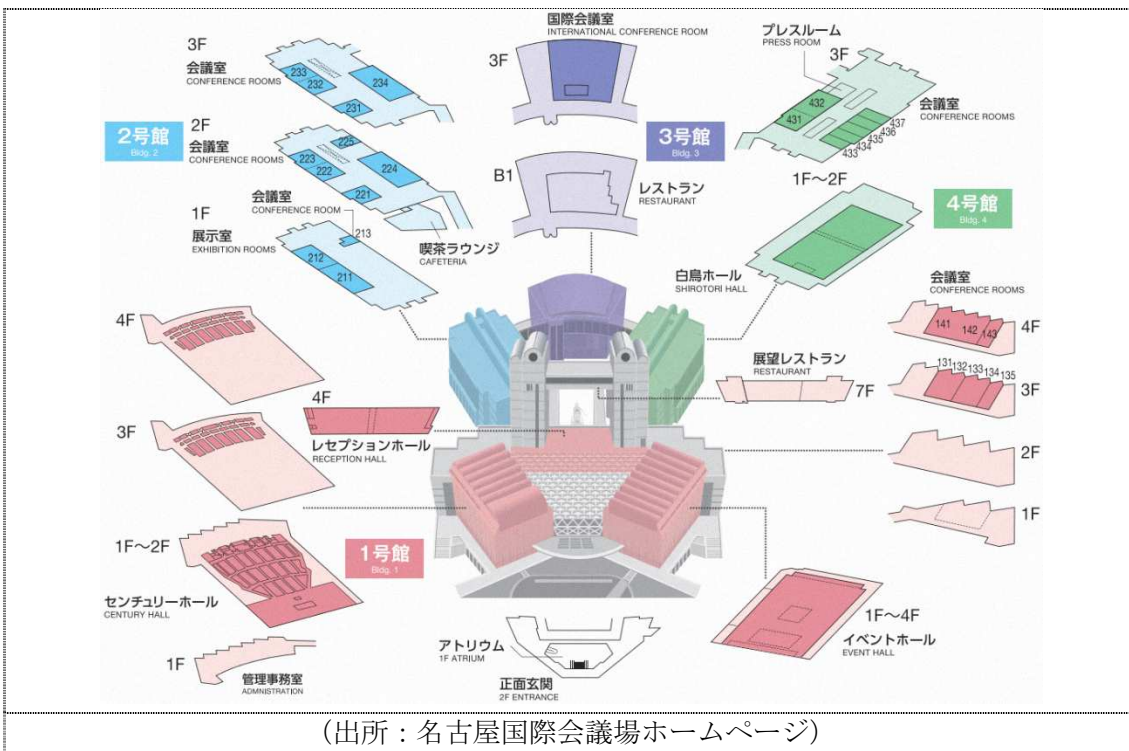
3. 土地の概要

区分	内容
用途地域等	商業地域、防火地域（集団防火）、緑化地域、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、港湾隣接地域、河川保全区域
指定建ぺい率	80%
指定容積率	400%
土地の所有者	名古屋市

4. 広域図



5. 施設配置図 (フロアマップ)



別紙２ リスク分担表（案）

リスク項目		リスク内容	負担者	
			市	民
■共通リスク				
提案・契約 締結リスク	募集要項リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	
	応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
	契約締結リスク	市の責めによる契約締結の遅延・中止	○	
		事業者の責めによる契約締結の遅延・中止		○
		上記以外の理由による契約締結の遅延・中止	△	△
社会リスク	住民対応	事業者が実施する業務に起因する反対運動、訴訟等		○
		上記以外の事由に関する反対運動、訴訟等	○	
	第三者賠償	市の帰責事由による第三者の賠償に関するもの	○	
		上記以外の事由による第三者の賠償に関するもの		○
	環境保全	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
制度関連 リスク	議会承認	市の帰責事由により議会承認が得られなかった場合	○	
		上記以外の事由により議会承認が得られなかった場合		○
	政策変更	市の政策変更による事業内容の変更、中止	○	
	法令変更(条例、税制度)	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		上記以外の法令の新設・変更等		○
	許認可の遅延等	市の帰責事由による許認可の取得遅延、失効	○	
上記以外の事由による許認可の取得の遅延、失効			○	
マーケット リスク	資金調達	市が調達する補助金や地方債の額の変動により生じるもの	○	
		上記以外の資金の確保に関するもの		○
	金利変動	金利の変動※1	○	○
	物価変動	物価の変動（インフレ・デフレ）※2	○	○
	消費税変更	サービス購入料に係る消費税の変更にによるもの	○	
		上記以外の消費税の変更にによるもの		○
不可抗力 リスク	不可抗力	不可抗力による物的・人的損害※3	○	△
セキュリ ティリスク	管理・警備	本施設への進入、施設の管理・警備の不備、情報の管理及び保護に関するもの等		○
債務不履 行リスク	事業中止・延期	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等		○
		市の債務不履行、支払い遅延、当該事業が不要になった場合等	○	
その他 リスク	虚偽報告隠匿	重大な虚偽報告もしくは情報の隠匿が発生するリスク		○
■設計段階				
設計リス ク	設計変更	市の帰責事由による設計変更、費用増加	○	
		上記以外の帰責事由による設計変更、費用増加		○
	測量・調査	事業者が実施した測量・調査等に不備があった場合		○
		事業者が実施した測量・調査の結果、既存施設等の構造等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場	○	△

リスク項目		リスク内容	負担者	
			市	民
		合※4		
	設計完了の遅延	市の帰責事由による設計完了の遅延	○	
		上記以外の帰責事由による設計完了の遅延		○
	設計契約不適合	設計の成果物の契約不適合に関するもの		○
■建設段階				
建設リスク	用地	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による費用増加、遅延	○	
		地下埋設物に関する上記以外のもの		○
	工事監理	工事監理の不備による損害、費用増加、遅延		○
	工事費増大	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費増大	○	
		上記以外の帰責事由による工事費増大		○
	工期遅延	市の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	備品調達	備品の調達に関するもの		○
	性能未達	契約で定められた要求水準の未達		○
	施設損害	引き渡し前の施設等の損害		○
■維持管理段階				
維持管理リスク	計画変更	市の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○	
	維持管理費増大	市の帰責事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの（物価変動、金利変動によるものを除く）		○
	既存備品等移設	既存備品の移設に関するもの		○
	施設の契約不適合等	事業期間中に新設施設の契約不適合が見つかった場合		○
		事業期間中に既存施設の構造等に重大な欠陥が見つかった場合	○	
		事業期間中に既存施設の躯体以外で、公募資料或いは事業者が実施した測量・調査から予測可能なもの		○
		事業期間中に既存施設の躯体以外で、公募資料或いは事業者が実施した測量・調査から予測不可能なもの ※5	△	△
	施設・設備損傷	新設施設の老朽化、劣化に起因するもの		○
		既存施設における改修工事の範囲内の施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの		○
		既存施設における改修工事の範囲外だが、事業期間中に改善・更新の実施を要求水準書で規定した施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの		○
		既存施設において上記以外で 1 件 300 万円以下の小規模なもの		○
		上記以外	○	
	修繕費変動	新設施設における修繕費の増減に関するもの		○
		既存施設における改修工事の範囲内の修繕費の増減に関するもの		○
		既存施設における改修工事の範囲外だが、事業期間中に改善・更新の実施を要求水準書で規定した箇所の修繕費の増減に関するもの		○

リスク項目		リスク内容	負担者	
			市	民
		既存施設において上記以外で 1 件 300 万円以下の小規模なもの		○
		上記以外	○	
運 営 リ ス ク	利用者対応	事業者の責めに帰すべき事由による維持管理 における利用者からの苦情、利用者対応に関するもの		○
	情報流出	市の帰責事由による個人情報の流出	○	
		上記以外の帰責事由による個人情報の流出		○
	事故リスク	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する増加費用	○	
		上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		○
	周辺地域への損害リスク（騒音、振動、光、駐車対策等）	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		不適切な施設管理など、事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	事業開始遅延	市の帰責事由による運営開始遅延	○	
		上記以外の帰責事由による運営開始遅延		○
	什器備品管理	市の事由によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	需要変動	不可抗力や通常予測不可能な事由による需要変動リスクは協議を行う ※5	○	○
		上記以外の事由による需要変動リスク		○
	光熱水費	施設の維持管理・運営にかかる光熱水費の負担に関するもの		○
	自主事業	事業者が自主事業として実施するもの		○
■契約終了段階				
移管手続		本事業の終了手続に係る諸費用に関するもの		○
性能確保		本事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
業務引継		業務の引継にかかるもの		○
利用料金精算		次期事業者への利用料金の精算にかかるもの		○

※ 1：金利変動は、施設等の所有権移転時及び供用開始後一定期間後を目処に、基準金利の見直しを予定している。これ以外の金利変動については事業者の負担とする。

※ 2：物価変動は、事業契約に定める改定ルールに基づき、建設工事費、維持管理費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスクについては事業者の負担とする。

※ 3：不可抗力は、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、疫病（コロナ感染症も含む）等、本市及び民間事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な事象を想定している。なお、市と事業者の負担方法については、事業契約書（案）等において提示する。

※ 4：事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設等の構造等に提案書類提出時には想定出来なかった重大な欠陥があることが判明し、これにより事業者提案書 類の提案内容に見直しが必要となる場合、当該見直しに起因する合理的な追加費用は、市が負担する。

※ 5：市と事業者の間で協議のうえ、負担を決める。

以上